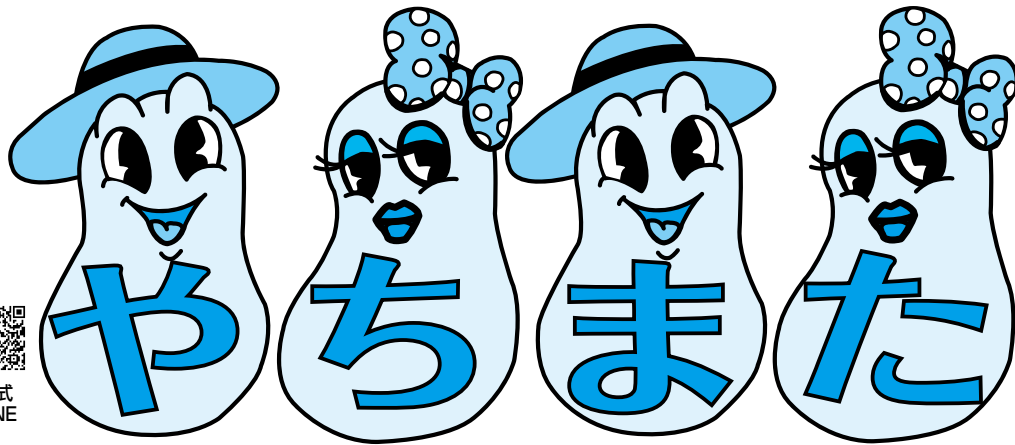


この広報紙は、環境に配慮したバージンバルブを使用しています。



カタログポケット 公式X (旧Twitter) 公式LINE



●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎ (043) 443-1111
FAX (043) 444-0815
ホームページ
<https://www.city.yachimata.lg.jp/>

人口の動き 1月1日現在 人口67,006人(前月比+11人) 男34,403人女32,603人世帯数32,863世帯

確定申告・市県民税申告のお知らせ

申告は期限内に提出してください

申告書は、市県民税や国民健康保険税、介護保険料などを算定するための基礎資料になります。また、申告が必要な方が未申告の場合、税証明の発行ができませんので、期限内に申告をしてください。

申告会場の混雑緩和のためご協力を

郵送での提出先

確定申告書

〒286-8501
成田市加良部1丁目15番地
成田税務署

市県民税申告書

〒289-1192
八街市八街ほ35番地29
八街市課税課



国税庁
ホームページ

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

パソコンまたはスマートフォンを使用して、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」より金額などを入力すれば自動で確定申告書が作成できます。作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax」での電子申告でも提出可能です。

確定申告が必要な方の例

- 営業、農業、不動産所得などがあり、計算の結果、納税となる。
- 給与以外の所得が20万円を超える。
- 2カ所以上から給与を受給している。
- 公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円を超える。

市県民税の申告が必要な方の例

- 令和6年1月1日現在、市内在住の方で確定申告は不要でも、令和5年中に次のようなケースに該当する方は、市県民税の申告をする必要があります。
- 所得が給与所得のみで、勤務先が市役所に給与支払報告書を提出していない。
 - 確定申告は必要ないが、市県民税で各種控除を受ける。(医療費控除の追加、扶養控除の追加など)
 - 非課税の所得(障害年金、遺族年金など)のみで生計を立てていた。
 - 所得がなく、誰の扶養にもなっていない、または別世帯、市外の方の扶養になっている。

<成田税務署の申告受付期間・会場>

成田税務署では、イオンモール成田において令和5年分の所得税等、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書作成と提出ができます。混雑緩和のため、入場整理券を当日会場で配付するほか、国税庁公式LINEによる事前発行でも入手可能です。友だち追加して、手続きしてください。

申告期間 2月16日(金)～3月15日(金)
(土曜・日曜日、祝日を除きますが、2月25日(日)は受け付けします)

受付 午前9時～午後4時

※午前9時～10時の時間帯は2階C入口のみ入場できます。

申告会場 イオンモール成田2階イオンホール

申告できる内容(八街市役所では申告できません)

- 分離課税申告(土地・建物、株式などの譲渡所得、先物取引に係る所得、一部の配当所得や利子所得など分離課税となる所得の申告)
 - 総合課税となる譲渡所得(ゴルフ会員権、機械など)や山林所得の申告
 - 青色申告や事業を開始して初めての白色申告
 - 災害や盗難などの被害による雑損控除や災害減免の申告
 - 住宅借入金等特別控除のうち、申告が1年目や連帯債務のある申告、バリアフリー改修や省エネ改修などによる特定増改築等住宅借入金特別控除の申告
 - 令和4年分以前の申告
 - 準確定申告(亡くなられた方や国外に転出された方の申告)
 - 贈与税、消費税、相続税など、所得税または市県民税以外の申告
 - このほか複雑な内容の申告
- ※市役所では申告できませんが、作成済みの申告書の提出は市役所会場でも受け付けます。

成田税務署 ☎0476-28-5151

<八街市役所の申告受付期間・会場>

市役所では、市県民税の申告と簡易な所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談を受け付けます。混雑回避のため、当日会場で番号札を配付します。また、八街市公式LINEでの事前予約を一部実施予定です。



八街市
公式LINE

申告期間 2月16日(金)～3月15日(金)
(土曜・日曜日、祝日を除きますが、3月10日(日)は受け付けします)

開場 午前8時30分

受付 午前9時～正午・午後1時～3時

(提出または相談は午後4時まで)

※混雑状況により受付終了前でも、午後4時の相談終了時間に合わせ受付を終了する場合があります。

申告会場 市役所第4庁舎1階 第4会議室

※申告書などを提出する際に控えが必要な方は、必ずその場で申し出てください。後日、交付することはできません。

お持ちいただくもの

- ・源泉徴収票や控除証明書など申告書作成に必要な書類
- ・マイナンバーカード(ない場合は本人確認書類とマイナンバーが分かる書類)
- ・通帳やキャッシュカードなど(所得税が還付になる方)
- ・前年の申告書(お持ちの方)

来場前にご用意ください

来場する前に、書類を確認してください。書類が整っていないと受け付けできない場合があります。

- ・医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」を事前に作成してください。
- ・事業や農業、不動産の所得がある方は、収支内訳書を事前に作成してください。

課税課 ☎443-1116